仕様書

１　修繕の場所　盛岡市子ども科学館（盛岡市本宮字蛇屋敷13番地１）

２　修繕の期間　契約締結日の翌日から令和５年12月28日まで

３　修繕内容

盛岡市子ども科学館北側駐車場の既設フェンスを撤去し、ネットフェンスを新設する。数量調書及び施工範囲は別添のとおり。

４　仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

５　監理

(1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

(2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。

(3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。

(4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。

(5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。

(6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。

(7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）

(8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

６　主な提出書類

1. 実施工程表

(2) 業務完了報告書

(3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）

(4) その他必要なもの

※全て任意様式で可とする。

７　その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。

特記事項

(1) 既存施設に損害を及ぼさないよう十分注意し、万一損害等を与えた場合には、直ちに担当職員に報告し、職員の指示に従い修復するものとする。なお、これに 係る 費用は全て受注者の負担とする。

(2) 業務に係る消耗品、材料等の費用は、受注者の負担とする。

(3) 不要となった廃材及び産廃処分費等を含むものとする。

(4) 見積に当たり、必要に応じて現地確認を行うこと。

(5) 修繕契約約定第４条の規定により、修繕の全部または主要部分を一括して第三者に委任又は、請け負わせないこと。

数量調書



施工範囲

1. 建物向かって左側

施工範囲写真（全体図）



修繕箇所（おおよそ42ｍ）

入口

建物側

部分写真

